地縁団体認可申請の手引き

――自治会の法人格取得について――

担当部課名:阪南市役所 未来創生部 政策共創室

電 話:【代表】072-471-5678【内線】2333

Oはじめに

自治会は、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。通常、自治会等で不動産等を保有していることになっていても、実際には、その登記名義は自治会長等の個人名義、又は役員など複数の者による共有名義になっていると思われます。

このような個人名義の登記では、自治会長等や役員が交代するたびに所有者の名義変更をしなければなりません。場合によっては相続の問題も生じるなど、所有権をめぐってトラブルになる恐れも生じます。

そこで、地方自治法では、団体の名義で「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する 権利等を有する」方法が定めてあります。

「地縁による団体」(=町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)が地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うこととされました。

目的

認可により法人としての法律上の権利能力を取得し、「地縁による団体」としてその名義の不動産等の資産を登記等することにより、当該団体の法律関係を安定させること。

前提条件

認可を受ける団体が現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する 予定があること。

(通知) ①不動産登記法第1条各号に掲げる土地及び建物に関する権利

- ②立木二関スル法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権
- ③登録を要する金融資産

申請

- ①認可の申請は、あくまで当該団体の自主的な判断により行われるものである。
- ②団体の総会において認可を申請する旨の決定を行うものである。

○認可の要件

認可の要件①目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及 び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認め られること。

⇒現にその活動を行っていると証明するものは、前年度の活動実績報告書等で結構です。

※活動内容が特定分野のみの団体は該当しません。

(例) PTA、スポーツ団体等

認可の要件②区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

⇒当該団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとっても容易にその 区域が認識できる区域であることを要するものであり、例えば、河川、道路等により区 域が画されていることなどを意味します。

認可の要件3構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相 当数の者が現に構成員となっていること。

- ⇒①市町村長は構成員名簿により確認します。
 - ②「すべての個人」とは「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。これに反する構成員の加入資格等を自治会規約に定めることは認められません。
 - ③「相当数」とは、一般的に自治会区域内の過半数が構成員となっている場合に概ね「相当数」と認められます。
 - ④入会、退会に際しては、本人の意思が会として確認できるものとする必要がありますが、その際いかなる意味でも本人の意思に制約を加えることは認められません。 また、区域内に住所を有する法人等の団体が、賛助会員等になることもできます。

認可の要件4)規約

規約に次の事項が定められていることが必要です。

- ⇒①規約を定めて団体の名称や目的などを対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にすることが必要です。
 - ②規約には、以下の8項目については必ず定めなければなりませんが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。「自治会規約例」を参照してください。

1:目的

⇒団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできる限り具体的に 定めることが必要です。

2: 名称

⇒地方自治法上、特に制限はありません。(他の法令での名称使用制限に注意)

3:区域

4:事務所の所在地

- ⇒①団体につき1ヶ所に限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該団体の住所となるものです。
 - ②代表者の自宅等団体内部での連絡や会合等に最も適した場所とするのが一般的です。

5:構成員の資格に関する事項

- ⇒①正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず 定める必要があります。
 - ②「正当な理由」とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も客観的に妥当と認められる場合に限られます。

6:代表者に関する事項

⇒団体の代表権は代表者(会長)一人に帰属するものと法律上定められています。 原則的に法律行為を為しえるのは代表者に限られます。

7:会議に関する事項

8:資産に関する事項

○認可申請の方法

1・自治会内部での準備

- (1) 自治会の現在の規約に則った正式の総会を開催し、認可申請する旨の議決を得ます。 ⇒①理事会や役員会等の決定ではいけません。
 - ②総会召集手続き等を定めた規約が無い場合は、事前に整備しておくことが必要です。
- (2) 同時にこの総会で、認可申請書類に明記すべき下記の事項につき決定しておくことが望まれます。
 - ① 認可要件に合致する規約の決定
 - ② 構成員の確定
 - ③ 代表者の決定
 - ④ 不動産等資産の確定又は取得の予定
- (3) 申請書類の作成
 - **①「認可申請書**」(要領様式第1号)
 - ②当該団体の規約
 - ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しに、議長及び議事録署名人の署名又は 記名・押印あるもの)
 - ④構成員の名簿
 - (特に様式は定めておりませんが、構成員全員の氏名・住所を記載したもの。こどもも 忘れずに記入してください。)
 - ⑤申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあっては「**保有資産 目録**」(要領様式第2号)、申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず、将来これらを保有することを予定している団体にあっては「**保有予定資産目録**」(要領様式第3号)(なお、保有予定資産目録の資産の「取得予定時期」は、認可申請年月日とできるだけ接近していることが望ましく、特段の事情がなければ認可申請年月日から数ヶ月以内とされています。)
 - ⑥その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持 及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 (前年度の事業報告として総会に提出した書類などで結構ですが、具体的な活動内容が わかる程度の記載が必要です。)
 - ⑦申請者が代表者であることを証する書類(⑦⑦⑤⑤のすべて必要です。)
 - ⑦申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写して議長及び議事録 署名人の署名又は記名・押印あるもの
 - ②申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名又は記名・押印あるもの
 - **⑤「代表者の職務執行停止の有無、職務代行者の選任の有無」**(要領様式第4号)を記載した書類
 - ②「代理人の有無」(要領様式第5号) を記載した書類

市町村長に申請

認可申請書の提出先:阪南市役所未来創生部政策共創室

2・市町村長の審査

- (1) 提出された認可申請書類を審査する。聴聞などの手続きは全く予定されていません。 認可要件(法第260条の2第2項)・規約内容(同条第3項)を審査します。
- (2) 市町村長は申請団体が認可要件を備えている場合認可をしなければいけません。

市町村長の認可

- 3 ・市町村長の告示及び「地縁団体台帳」(要領様式第7号)への記載
- (1) 認可(=法人登記)により「地縁による団体」としての法人格を取得します。
- (2) 告示により法人となったこと及び告示事項につき第三者に対抗することができます。
- (告示内容) ①名称②規約に定める目的③区域④事務所⑤代表者の氏名及び住所
 - ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
 - ⑦代理人の有無8解散の事由9認可年月日
- (3) 「認可地縁団体告示事項証明書」及び「印鑑登録証明書」の発行が可能になります。
- ※「印鑑登録証明書」の発行には登録申請及び交付申請が必要です。

○ 認可後の取り扱い

- 1・団体名義で資産の登記ができます。
- ① 団体名義の不動産登記は、法務局で手続きをします。その際の添付書類として、阪南市が作成する「認可地縁団体告示事項証明書」(「地縁団体台帳」の写し)が必要になります。
- ②「認可地縁団体告示事項証明書」は、阪南市役所政策共創室へ申請し、交付を受けてください。(有料)
- ③②の申請には、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載 した「認可地縁団体告示事項証明書交付請求書」(要領様式第8号)が必要となります。

2・阪南市との関係

認可を受けた団体は、公法人(特定の国家的目的のために設立された法人で、必要な限度で行政権を付与されていることがある。)ではありません。阪南市との関係は認可前と変わりません。

3・税金について

- (1) 国税について
 - 法人税について
 - ②認可地縁団体は公益法人等とみなされ、収益事業を営む場合に法人税の納税義務が発生します。(法人税法第4条)
 - ②収益事業の範囲につきましては、法人税法施行令第5条に記載されています。 ※なお、詳しくは泉佐野税務署でおたずねください。

(2) 府税について

- ① 法人府民税について
 - ⑦法人税割額は課税されません。(収益事業を営む場合は、法人税割額に加え、法人 事業税も課税されます。)
 - ②均等割額は課税されますが、減免申請することにより減免されます。(収益事業を営む場合は減免されません。なお、減免申請は毎年しなければなりません。)

(大阪府税条例第18条、30条、37条)

② 不動産取得税について

自治会で不動産を取得した場合は、不動産取得税が課税されますが、当該不動産が減 免の要件を備えている場合、減免申請することにより減免されます。(不動産の使用用 途等により減免されない場合があります。)

(大阪府税条例第42条、第42条の18)

- ※1 ①②の減免申請をするには、認可の日から2カ月以内に「法人設立等申告書」を添付書類とともに泉南府税事務所に提出しておく必要があります。
- ※2 ※1及び減免申請の方法については、泉南府税事務所におたずねください。

(3) 市税について

- ① 法人市民税について
 - ⑦法人税割額は課税されません。(収益事業を営む場合は課税されます。)
 - ②均等割額は課税されますが、減免申請することにより減免されます。(収益事業を営む場合は減免されません。なお、減免申請は毎年しなければなりません。) (阪南市税条例第13条、17条、45条)
- ② 固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税は課税されますが、当該固定資産が減免の要件を備えている場合、申請により減免されます。(固定資産の使用用途等により減免されない場合があります。) (阪南市税条例第59条、67条、第77条、第126条、第127条)

- ※3「法人設立・事務所等開設異動申告書」を市役所市民部税務課に提出してください。
- ※4 ※3及び減免申請の方法については、市民部税務課におたずねください。

4・印鑑登録について

個人の印鑑登録と同様に、「○○自治会之印」などのように団体の印鑑登録ができます。阪南市役所未来創生部政策共創室で手続きをしてください。

この印鑑登録の際には、団体の代表者個人の印鑑(住所地で印鑑登録してあるもの)と印鑑登録証明書も持参してください。

団体の印鑑についての規格等は次のとおりです。

- ①登録できる印鑑は、1団体について1個。
- ②印影の大きさは、一辺が8mmを超え30mmまでの正方形に収まるもの。
- ③ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものは不可。

詳細につきましては、「**阪南市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する規則」**を参照願います。

5・告示事項の変更について

①名称②規約に定める目的③区域④事務所⑤代表者の氏名及び住所⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)⑦代理人の有無⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由⑨認可年月日

上記の各事項に変更が生じた場合は、「告示事項変更届出書」(要領様式第9号)を提出してください。提出先は認可申請書の場合と同様に阪南市役所未来創生部政策共創室です。

この際、「変更があった旨を証する書類」を添付していただくこととなります。詳細につきましては政策共創室へお問い合わせください。

6・規約の変更について

「規約変更認可申請書」(要領様式第11号) を提出し、阪南市長の認可を受けてください。 提出先は認可申請書の場合と同様に阪南市役所未来創生部政策共創室です。 この際、次の書類を添付してください。

- ① 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ② 規約変更を総会で議決したことを証する書類(議長、議事録署名人の署名又は記名・押印のあるもの)